

探索サービスを利用したいときに。 高齢者徘徊探索支援事業

自己負担あり

認知症による徘徊行動のある高齢者が行方不明となった場合に、24時間365日体制で探索サービスを行い、その場所をご家族等にお知らせします。

- ◆対象：・港区在住の65歳以上の在宅高齢者で探索機が必要と認められる人
・位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいること

- ◆費用：月額：500円（税込）
現場急行サービス：3,000円／回（税込）

- ◆内容：綜合警備保障株式会社（アルソック）が提供する人工衛星通信網（GPS）を利用した位置情報専用探索機を貸し出します。付属のネックストラップで身につけることができます。

※探索機のサイズは、縦：10.1cm、横：5.4cm、厚さ：1.2cm、重さ：94gです。

※植込み型心臓ペースメーカーまたは除細動器を装着されている方は、探索機をお持ちいただくことができません。



認知症の症状が進行し、徘徊が頻繁になった場合には、おかれりサポート事業と併せて
「高齢者徘徊探索支援事業」をご利用ください。

認知症高齢者等おかれりサポート事業、
高齢者徘徊探索支援事業については、
以下の近くの窓口にお申込みください。

各地区総合支所 区民課 保健福祉係

地区名	電話	FAX
芝	3578-3161	3578-3183
麻布	5114-8822	3583-0892
赤坂	5413-7276	3402-8192
高輪	5421-7085	5421-7613
芝浦港南	6400-0022	5445-4590

※申込みの際は、申し込む人を確認できるもの（顔写真付きの確認書類）をお持ちください。

各高齢者相談センター

地区名	電話	FAX
芝	5232-0840	5446-5857
麻布	3453-8032	3453-6269
赤坂	5410-3415	5410-3417
高輪	3449-9669	3449-9668
芝浦港南	3450-5905	3450-5909

刊行物発行番号 2024251-3721

共創未来

どこシル伝言板®

動画で確認

港区認知症高齢者等おかれりサポート事業

どこシル伝言板® とは？



認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、保護者へ瞬時に発見通知メールが届きます。発見者はQRコードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかるので安心です。チャット形式の伝言板だからやりとりは簡単。お迎えまで迅速に行えます。

どこシル伝言板® の特徴

読み取ると発見者の手順を確認できます

準備はこれだけ

1. スマホのメールアドレスを用意する
2. 登録シートの記入
3. ラベルシールの貼付け



24時間365日OK

夜間も伝言板を通じてやりとりが可能。登録した方へ瞬時に発見通知メールが届きます。

個人情報の記載不要
氏名・住所・連絡先の記載は不要なので安心です。

声かけをしやすく

ラベル・シールを貼っておくことで、発見者が声をかけるきっかけになります。



耐洗ラベル(アイロン可のもの)



蓄光シール(アイロン不可のもの)



お問い合わせ

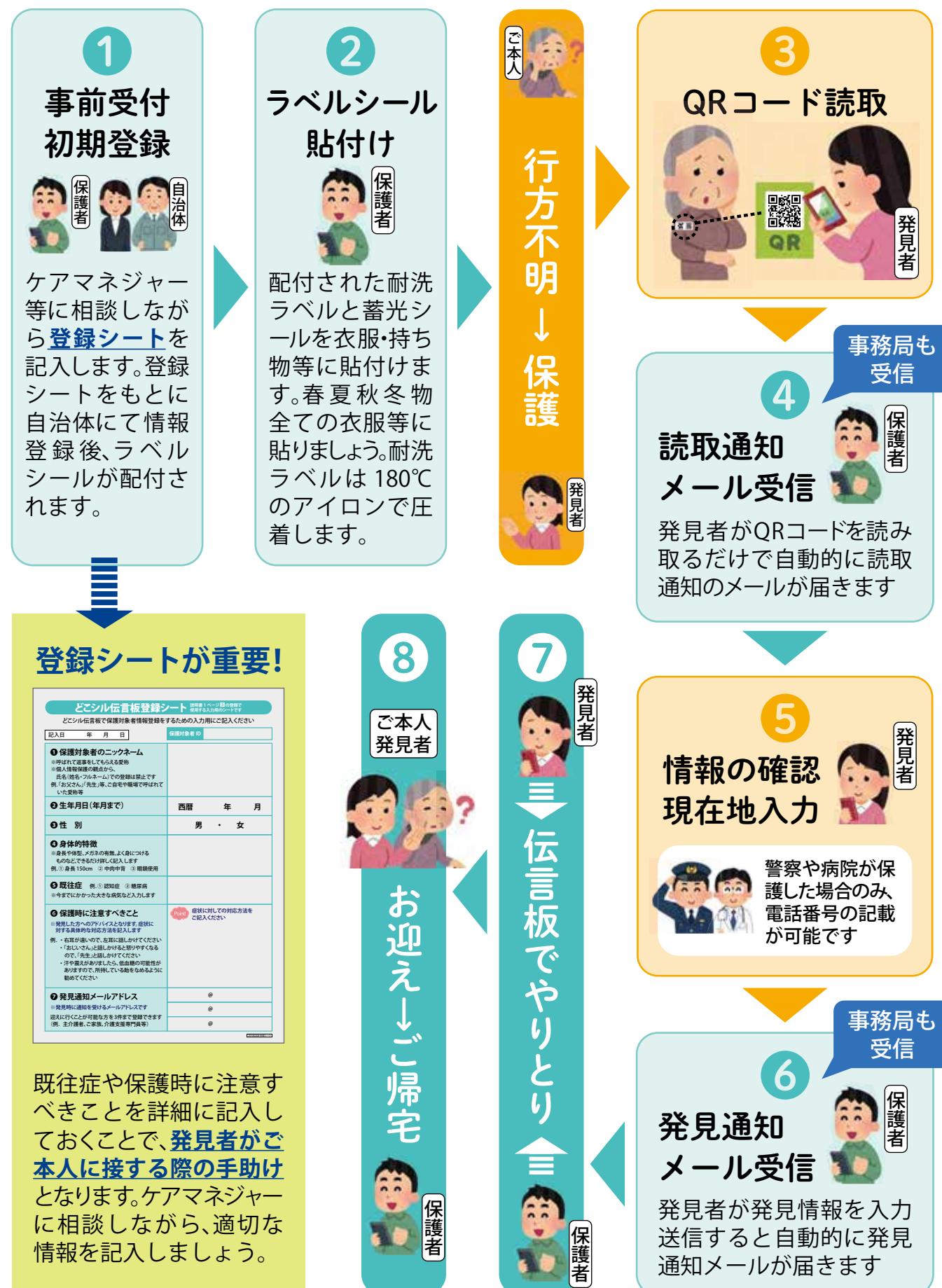
保健福祉支援部 高齢者支援課 高齢者相談支援係

電話：03-3578-2407～2411、2413

令和7年(2025年)4月発行

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

どこシル伝言板® 登録から行方不明→保護→ご帰宅までの流れ



認知症高齢者等おけりサポート事業

対象 在宅の65歳以上の区民で、認知症などにより徘徊のおそれがある人
在宅の65歳未満の区民で、若年性認知症などにより徘徊のおそれがある人
内容 QRコード付きの蓄光シール（持ち物などに貼るシール）10枚と耐洗ラベル（アイロンシール）20枚
※ラベル・シールが追加で必要な場合は自己負担となります。

おけりサポート事業登録者は認知症高齢者等賠償責任保険に加入できます。

対象 40歳以上のおけりサポート事業登録者となります。保険のみ加入はできません。

無料

認知症高齢者等賠償責任保険とは？

認知症高齢者の徘徊により…

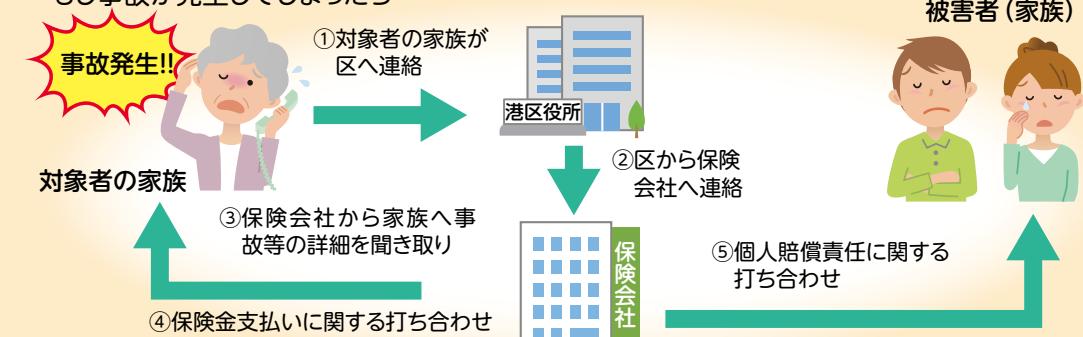
- ✓ 線路内に立ち入り、電車の運行を妨げた
 - ✓ 誤って赤信号で道路を渡り、第三者を巻き込む事故を発生させた
- などの万一の事故で認知症高齢者の家族等に損害賠償責任が生じた場合に、補償される保険です

保険内容	補償内容	補償金
損害賠償責任補償	認知症による徘徊に起因する事故により、第三者の身体の障害及び財物の破損に係る損害賠償責任を補償します	最大5億円
被害者死亡時の見舞金	認知症による徘徊に起因する事故により第三者を怪我させ、被害者がその事故を直接的な死因として死亡した場合に、お葬式の香典や見舞品の購入費用として支給します	15万円

以下のようなことはありませんか。

質問	回答
①道に迷い家に帰れなくなることがある	はい いいえ
②自分のいる場所がどこなのか分からなくなることがある	はい いいえ
③財布や鍵など、物を置いた場所が分からなくなる	はい いいえ
④5分前に聞いた話を思い出せないことがある	はい いいえ
⑤周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われる	はい いいえ
⑥今日が何月何日か分からないときがある	はい いいえ
⑦言おうとしている言葉が、すぐに出でこないことがある	はい いいえ

～もし事故が発生してしまったら～



《注意事項》必ずご確認ください。

- 本事業は、緊急時に必ずお迎えが可能な介護人等がいることが登録の条件となります。
- 登録内容に変更があった場合は、必ず変更申請書をご提出ください。
- 本事業は登録者が発見された場合に、すみやかに緊急連絡先である介護人等につなげる事業です。行方不明になった場合に、本事業で探索することはできません。
- 本事業の対象者は在宅で生活されている人となります。今後施設の入所などで本事業の利用が必要なくなった場合は、事業利用廃止のご連絡をお願いいたします。